

令和3年度 次世代育成支援対策推進法に基づく高崎市特定事業主行動計画の実施状況について

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条第5項の規定に基づく実施状況の公表については、以下のとおりです。

1. 目標値の達成状況

項目	目標値	最新値	計画策定時点
男性職員の特別 休暇の取得率	配偶者出産休暇 100%	配偶者出産休暇 89.1% (令和3年度実績)	配偶者出産休暇 88.9% (平成26年度実績)
	子の養育休暇 50.0%	子の養育休暇 65.5% (令和3年度実績)	子の養育休暇 23.8% (平成26年度実績)
育児休業の取得率	男性:13.0% 女性:100%	男性:18.2% 女性:100% (令和3年度実績)	男性:0% 女性:100% (平成26年度実績)
年次有給休暇平均 取得日数	15.0日	14.2日 (令和2年度実績)	12.3日 (平成26年度実績)

(注)目標は、概ね令和6年度末までの数値目標

2. 子育て支援に対する取り組み

- (1)高崎市特定事業主行動計画「職員子育て応援プログラム～子育てしやすい職場環境をめざして～」及び「職員のための子育て応援ハンドブック」を電子掲示板に常時掲載し、全職員に向けて子育て支援制度の周知を行うとともに、制度の利用しやすい職場環境づくりについて啓発を行いました。
- (2)子育て支援、次世代育成の推進をテーマに、新規採用職員及び新任係長を対象とした研修を行いました。
- (3)毎週水曜日をノー残業デーとして、職員の定時退庁を促すなど時間外勤務の縮減に取り組みました。